

ドメスティック・バイオレンス民間シェルターへの公的財政支援の拡充

現状と問題点

1990年代から草の根運動の展開によって関心が高められてきた。女性の3人に1人が経験し、2~3日に1人の命が奪われているDVは、01年施行のDV防止法によって日本史上初めて公的に「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」と定められ、被害者は法的な保護の対象になった。DV防止法に基づき全都道府県に設置された公設シェルターおよび民間のシェルターは、DV被害者支援の心臓部をなしている。特に生活に必要なものを備え、小学高学年以上の同伴児童の受け入れなど、公設にないきめ細かな柔軟なサービスを提供している約100ヶ所の民間シェルターは、着の身着のままで逃げてきた被害当事者が傷ついた心身を休め再出発するための最重要の施設である。DV防止法は、民間シェルター等への援助も規定しているが、現行では特別地方交付税で自治体と国が半分拠出のため、自治体が拠出しなければ民間施設は国からの財政支援を受けられない。施設はいずれも財政状況がきわめて厳しく、そのため人件費等は非常に不足し、献身的なボランティアの無償労働やカンパ、財団助成金等に頼らざるを得ない。危険となりあわせで被害当事者命を守るため直接支援に従事している民間シェルターに、公的、特に国の財政的な保障がないという事実は、DV政策の最大の欠落である。現在策定中の第3次男女共同基本計画においても、女性に対する暴力は、特に重点的位置付けられ、根絶に向けた基盤整備や取組を充実が目指されている。有用な社会資源としての民間シェルターの安定的な公的財政支援の確立は、男女共同参画政策の推進、地域福祉の拡大にとって喫緊の課題である。

具体的内容

- すべてのDV民間シェルターに対して、国は利用者一人当たりの定額の委託料を自治体の支出いかんに関わらず、定額助成金を拠出し、国と自治体合わせた助成金の割合が全収入の5割~6割になるようにする。
- 民間シェルターの職員の研修費、利用者のための設備に対して、国が一定額の助成を実施する。

期待される効果等

民間シェルターの多くは女性NPO団体によって運営されている。日本においても世界においてもDVや性暴力被害者の支援は、この数十年間、女性を中心とする草の根の民間の個人・団体によって支えられてきた。まさに市民・女性たちの助け合い、支え合いがこの分野の動力原である。今後もこの傾向、市民自身による被害者支援はますます拡大してゆく見通しである。DV被害の最前線で直接被害者支援を担う民間シェルタースタッフは、困難・共感疲労を含む心身の疲労・経済的困窮のなかで、懸命に被害者の命と安全をまもっている。民間シェルターこそ日本におけるもっとも有用な福祉および男女平等実現のための社会資源のひとつである。

国による財政支援が確固とした確立は、該当する施設の運営の安定により、まずDV被害者の暴力からの脱出、生命と健康、人生の再出発の機会の拡大という効果を生み出す。次に、運営NPO、職員の生活上件を安定させることで彼女たちをエンパワーメントし、更なる創意工夫のモチベーションとなり、被害者支援の質的量的向上を促進する。また、有能かつ思いやりのある人材のこの分野の参入を導き、日本における広義の福祉分野における雇用の増大にもつながる。

必要な予算額・条件等(単位：百万円)

DV防止法では第3条、第25条に民間団体との援助や連携を規定している。それを実現するためには、民間団体の経営基盤を確立する必要がある。ここに示した豊かな財政援助を受けている民間団体でさえ赤字経営である。経営基盤の確立を促進する施策の実施が必要である。そのためにまず民間団体の財政状況を調査し、どのような財政的課題があるのかを明らかにし、それを解決するための財政支援のあり方を検討する必要がある。

s

(2) 政策の概要・予算

民間シェルターの施設および予算規模は様々であるが、とりあえず、大都市圏にあり、定員15名という平均よりかなり大型の施設で、かつ県・市等自治体からの補助は最高クラスというモデルで収支を算出してみる。

I 収入

(1) シェルター事業収入(利用料、委託料等)	4,000,000円
利用料等	(1,300,000円)

委託料	※1 (2,700,000 円) (16.3%)
(2) 会費収入	1,500,000 円
(4) 情報提供・学習活動事業	430,000 円
(5) 寄付金	5,150,000 円
(6) 補助金等	5,400,000 円
市緊急一時保護補助金	※2 (2,700,000 円) (16.3%)
民間財団等 (4団体)	(2,700,000 円)
(7) 雜収入	20,000 円

経常収入 (A) 16,500,000 円 (32.6%)

II 支出

(1) シェルター事業	7,700,000 円
(3) 情報提供・学習活動事業・自立支援・研修・弁護士・交通費等)	830,000 円
(4) 事業運営費 (食・家賃・水光熱・医療・弁護士・通信・備品・旅・帰国渡航費等)	930,000 円
(5) 人件費 (常勤3人、非常勤12人)	7,750,000 円

経常支出 (B) 17,210,000 円
経常収支差額 (A) - (B) △710,000 円

本モデルでは、県・市からの公的助成は収入の 32.6% で 3 分の 1 強である。多数の被害女性と子どもを支えるシェルター事業は、心身、生活のケア、レクリエーション提供、加害者のつきまといや襲撃に備えてのセキュリティ確保など多数かつ多彩な能力を有する人員の 24 時間配置が必要とする。その上、シェルター事業以外の相談や学習活動などの展開、民間助成金を獲得のための努力、財政を支える貴重な存在である会員へのサービス提供等々にも多大な時間とエネルギーを費やす。

それが実を結び、公的助成と利用料以外の自己調達資金は 710 万円 (収入の 43%) に達した。しかし、このように本来業務の被害者支援以外の資金繰りに力を注いでも、このモデルでは 71 万円の赤字を計上しているのである。

支出では、人件費は、週 5 日勤務の常勤 2 名、週 1~4 日勤務の非常勤 8 名という多数の職員の賃金等をかなり低く押さえているにも関わらず 775 万円に及び、財政を圧迫している。また施設は、シェルターハウスは月 30 万円、年間 360 万円に達する。

このように、現時点でのトップクラスの自治体助成を得る大型シェルターにおいても、財政はきわめて厳しく、まして中・低水準の助成の地域や中・小規模のシェルターは、人件費の捻出さえまならない。女性人口が 6,500 万人を超える日本において、他の先進諸国等と比べて民間シェルターが約 100 間所と、人口当たり極端に少ないのでこの公的助成の不足が大きな要因である。

国・自治体の公的助成が 3 分の 2、少なくとも 2 分の 1 を占めるようになれば、財政状況は大きく好転する。民間シェルターへの公的助成が収入の 5~6 割以上への増額が強く求められる。

民間シェルターへの国からの一時保護委託料の総額は、厚労省の本年度予算案関係を見ても、目次には項目がなかったので把握し切れなかった。厚労省の資料では 08 年度は 90 施設の民間シェルターに一保護委託をしているが、何人かは記載されていない。現行+数億円の予算が必要だと考えられる。

政策提言の責任者 [所属団体・役職・氏名]
サバイバーズ・ジャスティス
柳本 祐加子、辻 雄作

[メールアドレス]
For_ssj@yahoo.co.jp
[電話番号] 090-8172-1201